

広島県告示第千三十三号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成十九年十月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

医療法人社団増原会東城病院	名 称	所 在 地
		庄原市東城町川東一四六三番地一